

燃料費調整単価のお知らせ(離島供給約款)

2019	年	2	月	分
2019	年	3	月	分

高圧及び特別高圧で受電されるお客さまの燃料費調整単価及びその算定諸元となる平均燃料価格は次のとおりです。

燃料費調整単価

区 分				2019年2月分	2019年3月分	単 価 差
				(A)	(B)	(B)-(A)
従量制供給	高 圧	業務用電力A、 産業用電力Aなど	1 kWhにつき	0.20円	0.23円	0.03円
	特別高圧	業務用電力A、 産業用電力Aなど	1 kWhにつき	0.20円	0.23円	0.03円

- 2019年2月分の燃料費調整単価は2018年9月～2018年11月の平均燃料価格により算出されます。
- 2019年3月分の燃料費調整単価は2018年10月～2018年12月の平均燃料価格により算出されます。
- 電気料金は、消費税等相当額を含む料金単価で計算します。

平均燃料価格

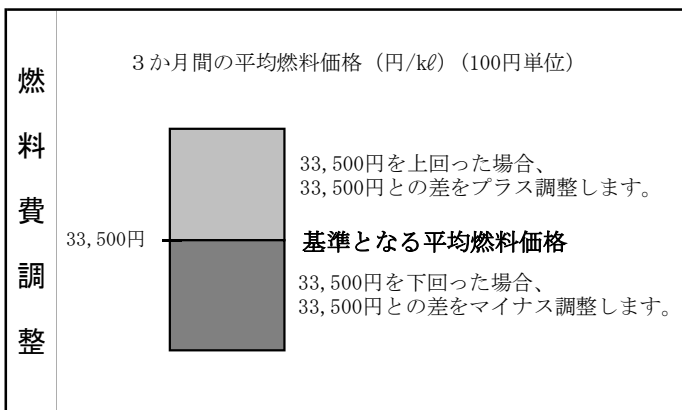
区 分	単 位	2018年9月 ～ 2018年11月	2018年10月 ～ 2018年12月	差 額 (B)-(A)
		(A)	(B)	
平均原油価格	1 kℓ あたり	55,943円	55,009円	▲934円
平均液化天然ガス価格	1 t あたり	63,311円	64,618円	1,307円
平均石炭価格	1 t あたり	14,012円	14,027円	15円
平均燃料価格	原油換算1kℓあたり	34,700円	34,900円	200円

- 平均燃料価格は3か月間の貿易統計実績によるものです。

基準となる平均燃料価格	原油換算1kℓあたり	33,500円
-------------	------------	---------

燃料費調整制度の概要

火力燃料費(原油・液化天然ガス・石炭)の変動をできるかぎり迅速に電気料金に反映させるため、3か月間の平均燃料価格が33,500円/kℓ(2016年4月1日実施の離島供給約款の前提となっている原油換算燃料価格です。)から変動した場合に、その変動分に応じて電気料金を調整する制度です。



● 適用期間

2019年3月分の燃料費調整単価は2018年10月～2018年12月の平均燃料価格により算出されます。各期間に対応する燃料費調整単価の適用月分は下表のとおりです。

燃料価格の実績をみる期間	燃料費調整単価の適用月分
2018年9月～2018年11月	2019年2月分電気料金
2018年10月～2018年12月	2019年3月分電気料金

● 燃料費調整単価等のお知らせ

電気料金請求書等で燃料費調整単価及び調整額をお知らせします。

電気料金の計算方法

(2019年3月分)

$$\text{電気料金 (お支払い額)} = \text{基本料金 (税込)} + \text{電力量料金 (税込)} \overset{*1}{\pm} \text{燃料費調整額 (税込)} + \text{再エネ賦課金(税込)}$$

*1 平均燃料価格が基準値から上昇したときは+、下落したときは-になります。